

(参考資料1)

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源機構事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源機構事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：630以上 畑主体地区：1340以上	水田主体地区：630未満 畑主体地区：1340未満
			○農業産出額（事業地区市町村の面積当たり） 事業地区市町村の農業算出額(千円/ha・年) =関係市町村の農業算出額(千円)/関係市町村の耕地面積(ha)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積あたり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) =計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100	
			10%以上	10%未満
農 業 の 持 続 的 発 展	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者数(人/戸) =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の農家数の計(戸)×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
			○経営耕地の面積（一戸当たり） 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) =関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関係市町村の農家戸数の計(戸)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付面積増加率(%)=計画作付率(%)－現況作付率(%)	
			①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上) または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○施設の更新等整備の緊急性 A：特に緊急に更新等の整備が必要 〔・老朽化等の影響により、劣化の進行が顕著 ・過去に突発事故等が発生し、機能低下等が発生 ・ライフラインへの影響（水道との共用）等〕 B：緊急に更新等の整備が必要 －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成 戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成にあたっては、 ①既存施設の有効活用を図る観点から、施設の機能診断等の実施により、施設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を行っている。 A：①及び②、B：①のみ、－：該当なし	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）*（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの ----- 水田主体地区：1,000以上 畑主体地区：2,000以上 ----- 水田主体地区：1,000未満 畑主体地区：2,000未満	
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用（快適性の向上）	○地域用水効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり地域用水効果額（千円/ha・年） ＝地域用水効果額（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ----- 3以上 ----- 3未満	
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ----- 9以上 ----- 9未満	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下、 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない ー：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 ー：該当なし	
		関係計画との連携	①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
		関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、ー：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 ー：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 ー：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 ー：該当なし	
		関連事業との調整	①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、ー：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ー：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 ー：該当なし	
		地元合意	①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
		事業推進体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	維持管理体制		① 予定管理者の合意が得られているか ② 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置 -：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地質状況	<ul style="list-style-type: none">地質状況に基づいた施設設計画としている。	<ul style="list-style-type: none">地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設設計画としている。
受益面積	<ul style="list-style-type: none">最近年の面積を把握している。	<ul style="list-style-type: none">地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) $= [1 - \{ \text{主要作物（最も作付け面積が大きい作物）の人力の労働量(hr)（計画）} / \text{主要作物の人力の労働量(hr)（現況）} \}] \times 100$	
			水田主体地区：45以上 畑主体地区：25以上	水田主体地区：20以上45未満 畑主体地区：20以上25未満
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) $= [1 - \{ \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額(円)（計画）} / \{ \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額(円)（現況）} \}] \times 100$	
			水田主体地区：52以上 畑主体地区：30以上	水田主体地区：20以上52未満 畑主体地区：20以上30未満
			○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(%) $= \text{指定作物の計画作付面積(ha)} / \text{受益面積(ha)} \times 100$	
		11%以上	11%未満	
		○水田における麦・大豆の生産拡大 水田における麦・大豆の作付面積率(%) $= \text{水田における麦・大豆の計画作付面積(ha)} / \text{受益面積(ha)} \times 100\%$ -：該当なし（区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を行っていない地区）		
		17%以上	17%未満	
		○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = $\text{作物の計画作付延べ面積(ha)} / \text{耕地面積(ha)} \times 100$ ②作付面積増加率(%) = $\text{計画作付率(%)} - \text{現況作付率(%)}$		
		①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上) または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手等への農地集積利用率 《農地再編整備》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)×100 《国営緊急農地再編整備》 担い手等への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理を行う事業の受益農地面積(ha)×100	
			85%以上	85%未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○生活環境関連効果(受益面積当たり) 生活環境関連効果 =(一般交通等経費節減効果+非農地等創設効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】	
8.1以上			8.1未満	
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			水田主体地区:1,400以上 畑主体地区:600以上	水田主体地区:1,400未満 畑主体地区:600未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) =(景観・環境保全効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			16以上	16未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下) (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない -:該当なし ④ a:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	景観	<p>①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無</p> <p>②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮</p> <p>③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p> <p>① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
		関係計画との連携	<p>①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点</p> <p>① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p>	
		関係機関との協議	<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>②道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>③施設所有者、文化財管理者等関係者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p>	
		関連事業との調整	<p>①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出</p> <p>②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p>	
		地元合意	<p>①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況）</p> <p>②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況）</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下</p> <p>① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意</p>	
		事業推進体制	<p>①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決</p> <p>②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下</p> <p>① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	維持管理体制		① 予定管理者の合意が得られているか ② 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要があり緊急性がある。 A：調整済み B：調整中 C：未調整 ー：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【特定監視項目】

評価の内容	判 定 基 準
<p>農地整備工事の諸条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり） 地域農業の生産性及び農業経営の向上による効果を評価。 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	
			水田主体地区：250以上 畑主体地区：240以上	水田主体地区：250未満 畑主体地区：240未満
			○農業産出額（事業地区市町村の面積当たり） 事業地区市町村の農業算出額(千円/ha・年) =関係市町村の農業算出額(千円)/関係市町村の耕地面積(ha)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
農 業 の 持 続 的 発 展	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家戸数当たりの認定農業者数(人/戸) =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係市町村の農家戸数の計(戸)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
	農地の確保・有効利用		○経営耕地の面積（一戸当たり） 一戸当たりの経営耕地面積(ha/戸) =関係市町村の経営耕地面積計(ha)/関係市町村の農家戸数の計(戸)	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
農業生産基盤の保全管理			○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha) × 100 ②作付面積増加率(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%)	
			①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上) または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満
			○災害防止効果（農業）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業）(千円/ha・年) =災害防止効果（農業関係）(千円/ha・年) /受益面積(ha) ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：133以上 畑主体地区：286以上	水田主体地区：133未満 畑主体地区：286未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	農村の生活環境の整備	○災害防止効果（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：195以上 畑主体地区：11以上	水田主体地区：195未満 畑主体地区：11未満
	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）*（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			1,000以上	1,000未満
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進		○環境関連効果額（受益面積当たり） 環境関連効果額（景観・環境保全効果） ＝（景観・環境保全効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			8以上	8未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が－の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【特定監視項目】

評価の内容	判 定 基 準
地質状 ・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。

チェックリスト判定基準表（直轄地すべり対策事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (B/Cが1以上)
4. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 ・工事の規模が著しく大であるとき。 ・工事が高度の技術を必要とするとき。 ・工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 ・工事が都府県の区域の境界に係るとき。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（直轄地すべり対策事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②調査段階を踏まえた、効果的な対策工法の計画となっている。 ③共同事業化を含めたコスト縮減を図る計画となっている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（ha/地区）	
			724以上	724未満
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○事業費に対する農業効果（農地・農業用施設・農作物の被害軽減）の割合	
			132以上	50以上132未満
農村の振興	農村の生活環境の整備	○事業費に対する農業外効果（一般公共施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減+家屋等の被害軽減）の割合		
		61以上	61未満	
			○保全対象となる人家戸数（戸/地区）	
			365以上	365未満
	多面的機能の発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、 B：1項目、－：該当なし	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		関係計画との連携	関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点 a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
		関係機関との協議	施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点、－：該当なし a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
		関連事業との調整	①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
		地元合意	①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
		事業推進体制	①点検等を行う地元組織が設置されている ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
		維持管理体制	①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置 -：該当なし	
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある。 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある。 ③地表移動量調査（GPS等）により累積変位がある。 ④地中移動量調査（孔内傾斜計等）により累積変位がある。 について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	
		被害の発生履歴	過去の地すべり被害の発生履歴 A：直近5年以内に被害が発生 B：過去10年以内に被害が発生 C：過去20年以内に被害が発生 -：該当なし	
		災害発生時の影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が存在する。 ③災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、-：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

(参考資料1)

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ ）型）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) $= [1 - \{ \text{主要作物 (最も作付け面積が大きい作物) の人力の労働量 (hr) (計画) } / \text{主要作物の人力の労働量 (hr) (現況)} \}] \times 100$	
			水田主体地区：45以上 畑主体地区：25以上	水田主体地区：20以上45未満 畑主体地区：20以上25未満
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) $= [1 - \{ \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額 (円) (計画)} \} / \{ \text{全ての作物の「人力+機械」両方の労働評価額 (円) (現況)} \}] \times 100$	
			水田主体地区：52以上 畑主体地区：30以上	水田主体地区：20以上52未満 畑主体地区：20以上30未満
			○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合 (%) $= \text{指定作物の計画作付面積 (ha)} / \text{受益面積 (ha)} \times 100$	
		11%以上	11%未満	
		○水田における麦・大豆の生産拡大 水田における麦・大豆の作付面積率 (%) $= \text{水田における麦・大豆の計画作付面積 (ha)} / \text{受益面積 (ha)} \times 100\%$ -：該当なし (区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を行っていない地区)		
		17%以上	17%未満	
		○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = $\text{作物の計画作付延べ面積 (ha)} / \text{耕地面積 (ha)} \times 100$ ②作付面積増加率(%) = $\text{計画作付率(%)} - \text{現況作付率(%)}$		
		①耕地利用率108%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上) または、 ②作付面積増加率16%以上	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手等への農地集積利用率 《農地再編整備》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)×100 《国営緊急農地再編整備》 担い手等への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理を行う事業の受益農地面積(ha)×100	
			85%以上	85%未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○生活環境関連効果(受益面積当たり) 生活環境関連効果 =(一般交通等経費節減効果+非農地等創設効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】	
8.1以上			8.1未満	
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)*(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			水田主体地区:1,400以上 畑主体地区:600以上	水田主体地区:1,400未満 畑主体地区:600未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ha・年) =(景観・環境保全効果)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			16以上	16未満
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「-」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下) (4指標のうち2指標が「-」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない -:該当なし ④ a:調整済 b:調整中 c:未調整 -:該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	景観	<p>①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無</p> <p>②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮</p> <p>③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成</p> <p>④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p> <p>① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
		関係計画との連携	<p>①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：3点、B：2点、C：1点</p> <p>① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない</p>	
		関係機関との協議	<p>①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>②道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>③施設所有者、文化財管理者等関係者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p>	
		関連事業との調整	<p>①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出</p> <p>②共同事業（事業内容、事業費、アロケ等）の事前了解</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p>	
		地元合意	<p>①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況）</p> <p>②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況）</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下</p> <p>① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意</p>	
	事業推進体制	<p>①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決</p> <p>②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無</p> <p>について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下</p> <p>① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出</p>		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	維持管理体制		① 予定管理者の合意が得られているか ② 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要があり緊急性がある。 A：調整済み B：調整中 C：未調整 ー：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（ 型））

【特定監視項目】

評価の内容	判 定 基 準
<p>農地整備工事の諸条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。